



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

現況とは必ずしも一致しない場合があります。換地処分以降の土地の管理は、各権利者に行うべきものです。境界等に関する紛争が生じた場合は、市に使用しないことを求めず、申請書に記載した目的以外には使用しないでおきます。